

# 加古川市廃棄物処理施設の立地等に関する基準の運用基準

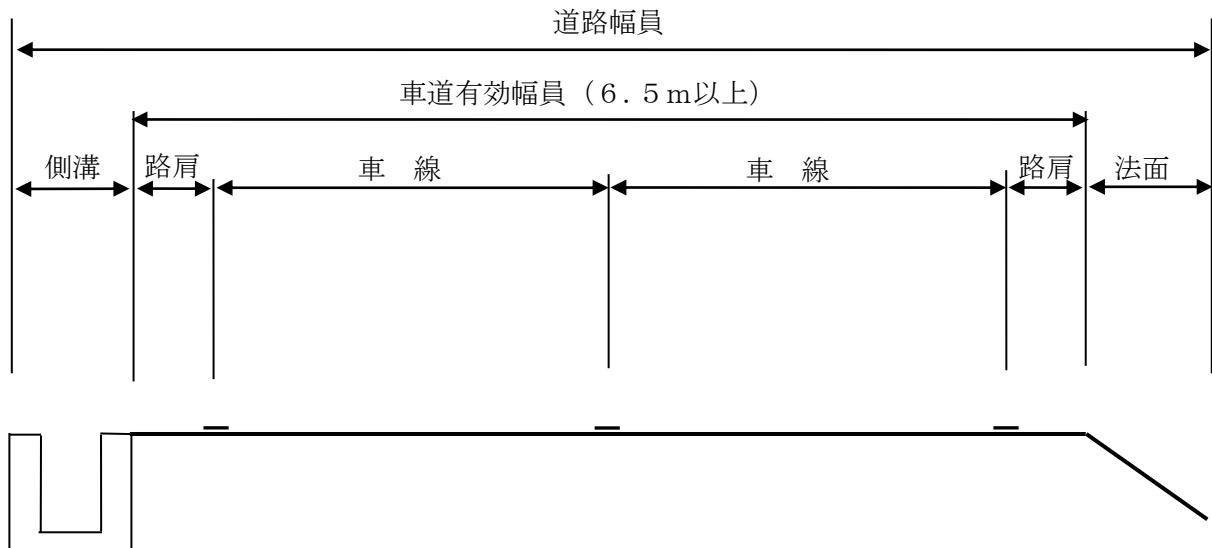
- 1 第2第1項第7号に規定する連たんとは直線距離で概ね50m以内ごとに住宅の敷地が連なっている状態をいう。
- 2 第2第1項第8号に規定するその他これに類する組織について  
大字名、地域のつながり等を総合的に勘案して当該町内会を特定するものとする。
- 3 第3に規定する処理能力の算定は次のとおりとする。
  - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第8号までに掲げる産業廃棄物処理施設の能力は、1日24時間稼働の場合にあっては、24時間の定格標準能力とする。  
上記以外の場合にあっては、実稼働時間における定格標準能力とする。ただし、実稼働時間が1日あたり8時間に達しない場合には、稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とする。
  - (2) 一つの焼却炉で二種類以上の産業廃棄物を焼却する場合、個々の廃棄物を同時あるいは別々に焼却するのいかんにかかわらず、それぞれの産業廃棄物を単独に焼却した場合の公称能力でもって「産業廃棄物Aの焼却施設、能力X1」かつ「産業廃棄物Bの焼却施設、能力X2」としてとらえる。
- 4 第4第4項に規定する学校とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校とする。
- 5 第4第4項に規定する病院、診療所とは医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）とする。
- 6 第4第4項に規定する助産所とは医療法（昭和23年法律第205号）第2条に規定する助産所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）とする。
- 7 第4第4項に規定する社会福祉施設とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条に規定する児童福祉施設等（幼保連携型認定こども園を含む）とする。また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業の用に供する施設である建築物は児童福祉施設（保育所）に類する施設として取り扱う。
- 8 第4第4項に規定する刑務所等とは法務省設置法（平成11年法律第93号）第9条に規定する刑務所、少年刑務所及び拘置所、第10条に規定する少年院及び第11条に規定する少年鑑別所とする。
- 9 第4第4項に規定する都市公園とは都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園（市街化調整区域のものに限る）とする。
- 10 第4第4項に規定する公の施設とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により設置された公の施設その他これに類する施設のうち市長が指定する別表に掲げるものとする。

別表（第4関係）

	名称	位置
1	加古川ウエルネスパーク	加古川市東神吉町天下原370
2	加古川市立少年自然の家	加古川市東神吉町天下原字黒岩山715-5
3	加古川市立野外活動センター	加古川市東神吉町天下原字黒岩山715-5
4	平荘湖	加古川市平荘町、東神吉町

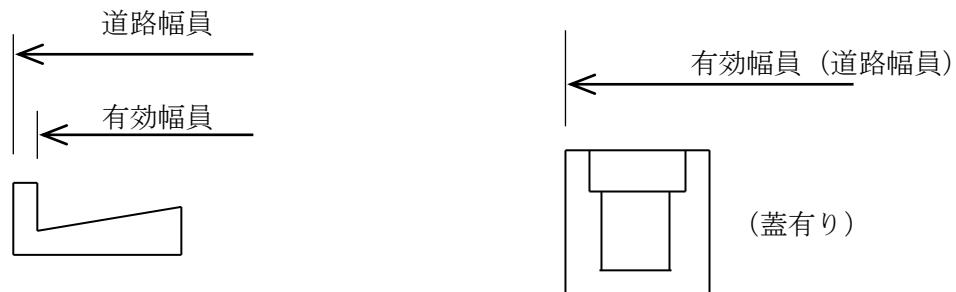
11 道路の基準

【側溝や路肩法面がある場合】



[道路幅員・有効幅員について]

「道路幅員」、「有効幅員」の考え方は、次に掲げる図による。



12 第6第に規定する事前説明にあたっては、その計画、結果について、この基準を所管する部局に報告すること。

13 第6第1項第2号に規定する町内会等への事前説明については、処理施設の立地等をしようとする者は、当該町内会に対し事前に、その範囲（代表者、役員、隣保等最小単位等）、手段（文書、口頭等）、方法（個別、説明会等）等について協議すること。またその計画、結果については、この基準を所管する部局に報告すること。